特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	地方税法における軽自動車税関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

余市町は、軽自動車税の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

余市町長

公表日

令和6年6月7日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法における軽自動車税関係事務
②事務の概要	地方税法に基づき、軽自動車等（原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車及び二輪車の小型自動車）の所有者を納税義務者として賦課徴収を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①車両の税申告書・申請を基に車両の登録又は廃車の管理 ②軽自動車税の賦課決定をし、納税通知書を発行 ③標識交付証明書、廃車済書の発行 ④納税証明書の発行 ⑤減免に関する事務 ⑥軽自動車税の未納滞納にかかる管理・処理及び調査等
③システムの名称	軽自動車税システム・収納管理システム・軽自動車検査情報市区町村提供システム

2. 特定個人情報ファイル名
軽自動車税情報ファイル・収納情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条第1項　第3項　別表第一の16の項 地方税法　等

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，23，26，27，28，29，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，85の2，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，119）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	余市町総務部税務課 余市郡余市町朝日町26番地　0135－21－2115

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	余市町総務部税務課 余市郡余市町朝日町26番地　0135－21－2115

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅰ－5②所属長	税務課長　堀内　学	税務課長　紺谷　友之	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ－5②所属長	税務課長　紺谷　友之	税務課長	事後	
令和1年6月1日	1．特定個人情報を扱う事務 ②システムの名称	軽自動車税システム・収納管理システム	軽自動車税システム・収納管理システム・軽自動車検査情報市区町村提供システム	事後	項目追加
令和1年6月1日	4．情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，23，26，27，28，29，31，34，35，37，39，40，42，48，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，119）	番号法第19条第7号　別表第二（1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，23，26，27，28，29，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，85の2，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，119）	事後	関係法令改正による項目追加
令和1年6月28日	Ⅳ-リスク対策		追加	事後	新様式への変更
令和6年6月7日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日　時点	令和6年5月31日　時点	事後	
令和6年6月7日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日　時点	令和6年5月31日　時点	事後	